

# なかたね

## 農業委員会だより

平成 24 年  
1 月

### ◆◆◆主な内容◆◆◆

- ◇新年のごあいさつ…………… 2
- ◇農業委員活動報告…………… 3
- ◇農地を転用するときは  
農地法の許可が必要です…… 4～5
- ◇農業者年金…………… 6
- ◇農地保有合理化事業…………… 7
- ◇農業委員選挙人名簿の  
登録はお済みですか？… 8

# 新年のごあいさつ

Have a happy new year!

2012



中種子町農業委員会会長

## 濱脇 嘉則

新年あけましておめでとございます。  
ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えるの  
こととお慶び申し上げます。

昨年7月から農業委員会会長を務めさせてい  
ただいております、濱脇と申します。これか  
ら農家の皆様のお役に立てるよう、懸命に  
努力して参りますので、よろしくお願いいた  
します。

さて、昨年を振り返りますと、東日本大震  
災は、観測史上最大の地震となり、この地震  
で発生した津波は、太平洋岸に襲来し、各地  
に甚大な被害をもたらし、数多くの尊い人命  
が奪われました。福島第一原子力発電所では、  
放射性物質が漏出する重大事故が発生し、深  
刻な問題となっております、一日も早い復旧復興  
が望まれます。

県内では、1月の新燃岳の噴火や数度の奄  
美大島大雨災害などがありました。種子島で

も春先の低温、その後の大雨等の異常気象に  
より、水稲・タバコも影響を受け、サトウキビ  
は収量減となりました。しかし、幸いにして  
原料用甘藷は豊作となり、胸をなでおろした  
ところ です。

国際化の中、政府は太平洋周辺の国々の間  
で、ヒト・モノ・サービス・カネの移動を自  
由にしようという、TPP参加の判断を先送  
りしたまま、関係国との協議を開始しようと  
しています。TPPに加わると、農産物など  
の関税撤廃により、農業や関連産業、さらに  
地域経済に大変な影響を及ぼすことが予想さ  
れ、今後の交渉の行方が心配されます。

さて、農業委員会では、昨年度から各集落  
の協力員と連携し、農地利用状況調査を実施  
しています。昨年確認した遊休農地の現地調  
査と、農地の違反転用防止等に取り組んでい  
ます。また、農家の老後を支える公的年金と  
して農業者年金の推進も行っております。本  
年度も、皆様のご理解とご協力をお願いしま  
す。

農家の高齢化、農産物の価格低迷等、農業  
情勢は厳しいですが、今後も関係機関との連  
携を図りながら、委員・事務局一体となって農  
業の振興に努めて参りたいと思います。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上  
げ、新年のご挨拶と致します。

## 農地パトロールを実施



8月22日、農業委員13名による農地パトロールを実施し、町内の遊休農地を調査しました。農業委員会では、農林水産課と連携しながら、遊休農地解消を目指します。

## 農業委員先進地視察研修



8月31日、さつま町役場を訪問し、グリーン・ツーリズムについて概要の説明を受け、さつま町内の3カ所の農家民宿、体験施設等を見学し、受入状況等について研修を実施しました。本町の、今後の農家民泊等の受け入れ態勢に大いに参考になりました。

## 農業者年金受給者会総会

6月29日、中央公民館大ホールに於いて農業者年金受給者会総会を開催し、すべての議案が賛成多数で承認されました。総会后、種子島警察署交通課長を講師に迎え、「交通事故防止について」と題して、講演も行われました。



## 鹿児島県農業委員大会

8月30日、鹿児島市民文化ホールに於いて、農業委員会法制定60周年記念農業委員大会が総勢800名の委員が一堂に会し、盛大に開催されました。永年功績のあった農業委員の方への表彰式が行われ、本町では、15年にわたり農業委員として貢献された下村満洲雄氏に感謝状が贈られました。



# 農地を転用するときは 農地法の許可が必要です



**農家台帳に  
登録されていますか？**

農地を売買などで取得したり、貸借などによって借り受けたりする場合は、次の要件を満たすことが必要です。

- ①自作地・小作地を含めて経営面積が50アール以上あること
- ②農業従事日数が60日以上あること

つまり、自ら農業経営をする方でないと農地の取得等ができないことになっています。  
(相続を除く)

**農地の相続等の  
届出のお願い**

農地の権利を相続等(遺産分割、時効取得等)によって取得された場合は農地法の許可は必要ありませんが、農業委員会に届け出が必要です。



**農地の売買や**

**貸借をする場合**

〈農地法第3条許可申請〉

農地を売買などで取得したり、貸借によって借り受けたりする場合は、農業委員会の許可が必要となります。

個人間での農地の貸し借りによるトラブルの相談が、農業委員会に寄せられています。こうした問題をなくし、農地等の財産を安全に管理するために、農業委員会を通じて貸し借りを行うようにしましょう。

県知事・農業委員会の許可がない農地の貸し借りは、経営面積の対象になりませんのでご注意ください。



## 農地を転用する場合

〔農地法第4・5条許可申請〕

農地の転用とは、農地を住宅用や工場用敷地、道路、山林、駐車場などの農地以外に用途を変換することです。

一時的に資材置き場、仮設事務所、砂利採取場などに使用することも含まれます。

転用には、

①農地の所有者がみずから農地を転用する場合（農地法第4条）

②他人の農地を売買等して転用する場合（農地法第5条）  
があります。

## 農地は現況地目で

### 判断されます

その土地が農地であるかどうかは、現況によって判断されます。地目が農地ならば、たとえ不耕作の状態が続いていても、農地性があるかぎり農地とみなされます。

また、地目が山林・原野・宅地についても、現況において農地性があるかぎり、同様に農地とみなされます。

## 申請受付は

### 毎月5日です

総会で審議される案件の受付は、その月の5日（土日・祝日・振替休日の場合前日）を締切日とします。締切日を過ぎますと、翌月扱いとなりますので、ご注意ください。

必要書類は、複雑多岐にわたる場合が多いので、必ず事前に農業委員会事務局までご相談ください。

## 基盤強化法とは？

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、規模拡大を目指す担い手農家等へ農地の集積を図るため、基盤強化法による貸借・売買が行えます。

貸借及び、売買に伴う主な手続きは、行政等が引き受けます。詳しくは、農業委員会もしくは、種子島農業公社までお問い合わせください。



## 農振農用地に

### 指定されていませんか？

転用しようとする土地が農振農用地に指定されている場合、まず、その除外申請が必要です。

案件の内容によっては、長期間を要しますので、お早めに農林水産課へご相談ください。

## 違反転用には

### 厳しい罰則があります

違反転用した場合、県知事が工事等を中止させ、農地に復元させることがあります。これに従わない場合は最高3年以下の懲役または300万円の罰金の適用もあります。

（法人は1億円以下の罰金）



国が支える  
安心が大きくなる

# 担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

① **65歳の農業者の方の平均余命は男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

② **こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約280万円)**

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約23万円**が必要となります。

③ **国民年金の支給額(年額158万円)**

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で**月額約6万5千7百円**、夫婦あわせて**月額約13万1千4百円**です。



このように国民年金だけでは十分とはいえず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦2人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入して**安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆**農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額の試算◆**

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	<b>89万円</b>	<b>77万円</b>	<b>134万円</b>	<b>116万円</b>
30歳	30年	<b>59万円</b>	<b>51万円</b>	<b>88万円</b>	<b>76万円</b>
40歳	20年	<b>35万円</b>	<b>30万円</b>	<b>52万円</b>	<b>45万円</b>
50歳	10年	<b>15万円</b>	<b>13万円</b>	<b>23万円</b>	<b>20万円</b>

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の試算です。  
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.40%は農林水産省告示(H23.4.1 施行)により定められている率です。

お問い合わせ先



\* 中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111 (内線227)

\* JA種子屋久くまげ地区本部

TEL 0997-27-1211

## 農地保有合理化事業とは？



農地保有合理化法人（鹿児島県地域振興公社）が、規模縮小をしたい農家から農地を買い入れや借り受けをし、意欲がある認定農業者に売り渡しや貸し付けを行う事業です。

農地の売買・貸借の中間に公的機関である農地保有合理化法人が介在し、経営規模拡大や農地の集団化を支援します。

### 農地保有合理化法人を活用すれば 次のようなメリットがあります

#### 農地を買いいたい方

##### （認定農業者）

- 低利の資金が、優先的に借りられます。
- 5年以内は貸借契約により農地を活用できます。
- 登録免許税・不動産取得税が一部軽減、控除されます。

#### 農地を借りいたい方

##### （認定農業者）

- 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 賃借料は年払いになります。

#### 農地を売りたい方

- 譲渡所得が800万円、買入協議制度による場合は1500万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。
- 代金は契約次第、速やかに確実にお支払いいたします。

#### 農地を貸したい方

- 3～5年分の賃貸料の前払いが受けられます。
- 貸付期間満了時には、トラブルの心配もなく確実に土地が戻ります。

## 担当地区 農業委員名簿

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町・栄町 大牟礼	戸田 和代	27-7155	中之町・池之平 二十番・秋佐野
雨田 勇	27-0551	池之向・松原・伏之前	日高 隆克	27-2121	満足山・畠田・高峯 阿保
石堂 季男	27-1782	中山・大平	鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中 上之城・坂元・竹之川 広野・深久保
小山田 和己	27-9273	塩屋・新町・熊野・本村 今熊野・向町	下村 直義	27-2791	竹屋野・町山崎・阿曾 広ヶ野
久木原 静憲	27-2305	郡原・古房・戸畑・向井町	園中 勝弘	27-0328	原之里・平鍋・春田 宝来
上妻 廣美	27-8057	阿高磯・屋久津・衣之平 梶潟・長谷・原尾・中田	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・輪之尾・美座 西之山・西之町・東之町 女洲・南界園	※農業に関するお悩みは、各担当地区委員へお気軽にご相談ください。		

# 農業委員選挙人名簿の登録はお済みですか？

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに作られます。この名簿に登録できる方は、次の要件を満たしていることが必要となります。

- 平成24年1月1日現在において、中種子町に住所を有していること
- 平成24年3月31日現在において、満20歳以上の方で次の①、②のいずれかに該当する方
- ①平成24年1月1日現在において、10アール（1反）以上の農地を耕作している農業経営主
- ②農業経営主の配偶者・同居の親族で年間60日以上、耕作に従事している方

## 申請期限は1月10日です

- \* 登録するには、毎年、申請書を農業委員会に提出する必要があります。1世帯で1枚の用紙です。
- \* 要件を満たしているのに、申請書が届かない方や申請書を紛失された方は農業委員会にご連絡ください。
- \* なお、要件を満たしていても申請書を提出されなかった方は、農業委員の選挙権・被選挙権がありませんのでご注意ください。

# 全国農業

## 新聞

NATIONAL  
AGRICULTURAL  
NEWS

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立つて編集・発行している「農家のための情報紙」です。  
みなさんの購読のお申し込みをお待ちしています。

## 農業者の視点で

## お届けします

- 地方版で身近なニュースもお伝えしています。
- 毎週金曜日発行
- 購読料 月額600円（税込み）
- 購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員会へお気軽にご連絡ください。